

令和6年度短期大学認証評価 ALO対象説明会

自己点検・評価報告書の作成等の 留意点について

Japan Association for College Accreditation

短期大学認証評価委員会 副委員長
金城大学短期大学部 理事長
加藤 真一



一般財団法人 大学・短期大学基準協会
Japan Association for College Accreditation

自己点検・評価の仕方と その記述

『評価校マニュアル』

Ⅱ. 自己点検・評価報告書作成マニュアル

「1. 自己点検・評価報告書等の作成」(pp.14-17)

[様式5～8] 基準 I ～IV

※ 各基準の「記述項目」

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

関係する提出資料・備付資料を記述

<根拠資料>

○○○○○○、○○○○○○○○○○○……………

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。

当該区分の現状を記述

<区分 基準 I -A-1の現状>

○○○○○○、○○○○○○○○○○○……………

当該テーマの課題を記述

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

○○○○○○、○○○○○○○○○○○……………

特長的な取組みや、成果をあげている事項を記述(任意)

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

○○○○○○、○○○○○○○○○○○……………

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・
行動計画の実施状況

○○○○○○、○○○○○○○○○○○……………

(a): 前回評価の報告書に記述した行動計画の実施状況を記述(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

○○○○○○、○○○○○○○○○○○……………

(b): 今回の「改善計画」を記述

[様式5～8]基準 I ～IV:報告書の作成例

様式5－基準 I

【基準 I 建学の精神と教
[テーマ 基準 I -A 建学

<根拠資料>

① テーマの<根拠資料>

※ 当該テーマの根拠資料
(提出資料・提出資料-規程
集・備付資料の番号及び資
料名)を記述。

提出資料 1 ○○○○○○、**2 ○○○○○第X条**、3 ○○○○○○
提出資料-規程集 1 ○○○○○○○○○○○、2 ○○○○○○
備付資料 1 ○○○○○○○○○○○、2 ○○○○○○、3 ○○○○○○

※ 規程等の場合、
必要があれば条
項も記述。

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

[注意] 第3評価期間
は「※当該区分に係
る自己点検・評価の
ための観点」を記載。

[様式5～8]基準 I ～IV:報告書の作成例(続き)

様式5－基準 I

⋮

< 区分 基準 I -A-1の現状 >

建学の精神は、○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○(提出-1)○○○○○○○、
 ○○(備付-2)、○○○○○○○○○○○○
 ○(提出-規程集2～3)。
 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○
 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○

② 区分の<現状>

- ※ 各観点についての点検・評価結果を、原則、観点の順に記述。(その際、観点は見出しとして記載しない。)
- ※ 観点の下の細目については観点の中に含めて記述。

[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための
- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習教育を含む)等を実施している。
 - (2) 地域・社会の地方公共団体、企業(等)と締結するなど連携している。

⋮

<区分 基準 I -A-2の現状>

⋮

- ※ 記述内容に係る提出資料、提出資料-規程集及び備付資料の資料番号を、文の該当箇所(初出箇所)の後に括弧書きで付す。

樣式5—基準 I

※ ＜課題＞には問題点だけでなく、今後更に向上・充実させるために必要な点も含めて記述。

[様式5～8] 基準 I ～IV:報告書の作成例(続き)

様式5ー基準 I

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

<区分 基準1-B-1～3の現状>

<テーマ基準1-B 教育の効果の課題>

<テーマ基準1-B 教育の効果の特記事項>

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

<根拠資料>

<区分 基準1-C-1～2の現状>

<テーマ基準1-C 内部質保証の課題>

<テーマ基準1-C 内部質保証の特記事項>

⑤ 基準の<改善状況・改善計画>

※ 第2評価期間の評価の際、報告書に記述した行動計画の実施(改善)状況を(a)に記述。

<**基準 I** 建学の精神と教育の効果の**改善状況・改善計画**>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

○○○○、○○○○○○○○○○、○○○○……………

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての**改善計画**

○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○

※ **(b)**には、テーマの<課題>を踏まえ、工程等も含めて**改善計画を記述**。

自己点検・評価の留意点

「三つの意見」の指摘事項を中心に

向上・充実のための課題

※ 第2評価期間以降、指摘対象としている課題

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 テーマC「内部質保証」

- 前回の認証(第三者)評価時以降、自己点検・評価活動は行われているものの、点検・評価結果に関する報告書等が公表されていない。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援 テーマA「教育課程」

- 成績評価の方法に「出席による加点・欠席による減点」が含まれている。

向上・充実のための課題

※ 第2評価期間から指摘対象となった主な課題

基準Ⅱ 教育課程と学生支援 テーマ A「教育課程」

- 学生が年間又は学期において履修できる単位数の上限(CAP制)を、学則又は学則に根拠規定を置いた規程に定めていない。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス テーマC「ガバナンス」

- 監事による監査報告書に、理事の業務執行状況についての記載がない。

早急に改善を要すると判断される事項

基準 I 建学の精神と教育の効果

テーマ B「教育の効果」

- ① 学科・専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が学則等に定められていない。
- ② 学習成果が(学科・専攻課程ごとに)明確に表明されていない。

テーマ C「内部質保証」

- ① 自己点検・評価報告書の公表が学内にとどまっており、(一度も)学外に公表されていない。

「早急に改善を要すると判断される事項」

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

テーマ A「教育課程」

- ① 三つの方針が専攻課程ごとに定められていない(複数の専攻課程が同じ内容になっている)。
- ② 学生募集要項に入試方法の区分ごとの募集人員が明記されていない。
- ③ 授業期間内に定期試験が組まれるなど、短期大学設置基準に従って1単位当たりの授業時間が確保されていない。
- ④ 平常の学習のみにより評価する科目が多数あり、授業科目を履修した学生に対して試験の上、単位を与えるものとなっていない。

早急に改善を要すると判断される事項

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

テーマ A「理事長のリーダーシップ」

- ① 理事が寄附行為に定められた定数を長期にわたって満たしていない。
- ② 理事会において事業計画及び事業報告書が審議されていない。
- ③ 私立学校法第45条の2及び寄附行為にのっとり、毎会計年度の開始前までに事業計画が作成されていない。

早急に改善を要すると判断される事項

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

テーマ B「学長のリーダーシップ」

- ① 学則、教授会規程の教授会の役割が学校教育法にのっとって規定されていない。
- ② 学生の懲戒については学則に定められているが、「学生に対する退学、停学及び訓告の処分の手続」に関する規程が定められていない。
- ③ 教授会規程に定める審議事項のうち、教授会において意見聴取が行われていない事項がある。

「早急に改善を要すると判断される事項」の指摘事例

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

テーマ C「ガバナンス」(1)

- ① 監事が出席していない理事会、評議員会が開催されており、業務監査が適切に行われていない。
- ② 書面による持ち回りで開催された理事会及び評議員会がある。
- ③ 評議員会は全て同日の理事会の後に開催され、評議員会にあらかじめ諮問すべき事項への対応がなされていない。
- ④ 評議員会において予算及び事業計画が諮問されていない。
- ⑤ 評議員会において決算及び事業の実績について報告されていない。

「早急に改善を要すると判断される事項」の指摘事例

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

テーマ C 「ガバナンス」(2)

- ① 公表が義務付けられている教育情報の一部が公表されていない(又は不十分なものがある)。
- ② 公表・公開が義務付けられている学校法人の情報の一部が公表されていない。

「早急に改善を要すると判断される事項」の指摘事例

※ 適格判定に「改善意見」を付したケース

本協会が指定する期日までに所定の手続きに従って報告書を提出し、評価を受ける必要がある。（短期大学認証評価要綱「10. 適格に改善意見を付された場合の取扱い」参照）

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

テーマ D「財的資源」

- ① 財務状況について、学校法人全体で過去2年間、短期大学部門で過去1年間、経常収支が支出超過であり、運用資産に比べて外部負債が多く、流動比率が低い。また、策定された経営改善計画は具体性を欠いている。公表・公開が義務付けられている学校法人の情報の一部が公表されていない。

その他の留意点

- ◆ 第2評価期間の認証（第三者）評価時に「向上・充実のための課題」で指摘された事項が、第3評価期間の評価時も改善されていないと、「早急改善」となる場合がある。
- ✓ 評価校は、第2評価期間の評価結果に「向上・充実」の指摘事項がある場合、点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価報告書「(5)課題等に対する向上・充実の状況」の①(前回評価の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応)に記述。
- ✓ また、評価結果に「早急改善」の指摘事項がある場合は、同じく報告書の(5)の③(前回評価の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等)に記述。

評価校による認証評価結果等の公表について

本協会による認証評価結果の公表とは別に、評価校は自らのウェブサイトには評価結果を掲載し、公表してください。評価結果を掲載する際には、本協会に提出した自己点検・評価報告書(様式1～20)を併せて掲載してください。なお、報告書本文(様式1～8)の記載内容については、誤字・脱字等の修正を行う場合、正誤表により対応してください。

また、公表に当たっては、個人情報情報の取扱いに十分注意してください。

ご清聴ありがとうございました。